

パートタイム労働に関する4労働局合同特別相談週間実施要綱

〔趣旨〕

各都道府県労働局では、平成20年4月1日に施行された改正パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の雇用管理が改善されるよう、一層の周知徹底を図っているところである。

しかし、厳しい経済情勢の影響もあり、依然として雇用管理上の問題や労使間の紛争が見受けられるところである。

このため、昨年度に引き続き、企業の経済活動に関連の深い4都県労働局が連携して、パートタイム労働に関する特別相談週間を同時期に実施することにより、勤務地や居住地にかかわらず、最寄りの局に相談できる等相談者の利便性を図るとともに、パートタイム労働者の雇用管理の改善や労使間の個別紛争の迅速・適正な解決を図ることとする。

〔実施方法〕

埼玉、千葉、東京、神奈川の各労働局が、同時期に各局において電話・来室等による相談に対応する。

〔対象〕

事業主、労働者、その他

〔実施日時〕

平成21年7月6日（月）～7月10日（金） 8時30分～17時15分

〔実施場所〕

- ・ 埼玉労働局雇用均等室
さいたま市中央区新都心11-2. ランド・アクシス・タワー16階
電話 048-600-6210
- ・ 千葉労働局雇用均等室
千葉市中央区中央4-11-1. 千葉第2地方合同庁舎
電話 043-221-2307
- ・ 東京労働局雇用均等室
千代田区九段南1-2-1. 九段第3合同庁舎14階
電話 03-3512-1611
- ・ 神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57. 横浜第2合同庁舎
電話 045-211-7380